

提出を忘れずに

提出期間 8月1日(火)～31日(木)

児童扶養手当の現況届

現在、児童扶養手当を受給している方は、現況届を提出してください。現況届を提出しないと、手当を受けられなくなることがあります。

児童扶養手当

父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない18歳までの児童(障害のある児童は20歳未満)を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進のため支給されます。

受給資格者

次の条件のいずれかに該当する児童を監護している方(母・生計を同じくする父または養育者)は、申請により受給することができます。

①父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童

②父または母が死亡した児童

③父または母に重度(国民年金の障害等級1級程度)の障害がある児童

④父または母の生死が明らかでない児童

⑤その他(父または母が引き続き1年以上遺棄・拘禁されている児童など)

※①から⑤のいずれかに該当する場合でも、日本国内に住所がないときや労災・公的年金を受けることができないとき、一定額以上の所得があるときなどは、手当が支給されない場合があります。

児童扶養手当支給額(父または母と子ども1人世帯の場合)

収入額 (年額)	支給額 (月額)
130万円未満	【全部支給】 42,290円
130万円以上 365万円未満	【一部支給】 42,280円～9,980円 ※収入に応じて支給

第2子

第3子以降

全部支給月額10,000円、一部支給月額9,990円、5,000円を加算(所得に応じて決定)

全部支給月額6,000円、一部支給月額5,990円、3,000円を加算(所得に応じて決定)

☎82-3400

健康こども課こども班

ひとり親家庭等医療費等助成・施設使用料の減免

ひとり親家庭の父または母とその児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの方)に対し、医療費等の助成や施設使用料の減免を行っています。

◎医療費助成

医療機関等で支払った自己負担額から、一部負担額を差引いた額(事前申請が必要で、一定の所得制限があります。)

持ち物 印かん、保険証、保護者の預金通帳

◎施設使用料の減免

対象施設の個人使用料の一部

対象施設 ・光B&G海洋センター(プール・2階健康ルーム)
・光しおさい公園(テニスコート)
・ふれあい坂田池公園(テニスコート・陸上競技場)

減免額 通常料金の2分の1

持ち物 印かん、保険証

健康こども課こども班 ☎82-3400

